

別記

第1号様式（第7条）

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名称
代表者職・氏名

千葉県自然環境保育認証申請書

このことについて、千葉県自然環境保育認証制度実施要綱第7条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 自然環境保育を行う団体等（施設を有している場合）

（1）施設の所在地

（2）施設の類型及び名称

（3）施設の管理者の職・氏名

（4）自然環境保育の実施責任者の職・氏名

2 認証区分

3 自然環境保育を開始した時期

4 添付書類

（1）実施計画書（第2号様式）

（2）その他参考となる資料（これまでに自然環境保育を実施してきたことが分かる活動記録など）

所属名： 担当者名： 連絡先 電話番号： メールアドレス：

別紙（第1号様式）

千葉県自然環境保育認証制度申請要件確認書

申請要件		
1	団体等の設置者、代表者、管理者又は団体等が法人の場合にあつてはその役員等（児童福祉法第34条の15第3項第4号ニにある「役員等」に同じ。）が、児童福祉法第35条第5項第4号（管理者及び役員等については同号ホを除く。）に該当しないこと及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から申請日時点において5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。	はい・いいえ
2	認証団体等が、第14条の規定によりその認証を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前の1年間の間に、当該認証された団体等の設置者、代表者、管理者又は役員等であった者で、その取消しの日から起算して5年を経過しない者に該当しないこと。 ※認証を取り消されたことがない場合は斜線	はい・いいえ
3	団体等の活動が、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とするものとしていないこと及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていないこと。	はい・いいえ
4	保育者のうち、有資格者（幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者をいう。）にあつては、申請日以前の3年間に、教育職員免許法第10条の規定により教育職員免許状が失効した者若しくは同法第11条の規定により教育職員免許状を取り上げられた者又は児童福祉法第18条の19の規定により保育士の登録を取り消された者でないこと。ただし、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行ったことにより幼稚園教諭の免許状が失効した者又は保育士の登録を取り消された者にあつては、再免許を授与又は保育士の再登録をされた者についてはこの限りでない。	はい・いいえ
5	暴力団員等が団体等の活動を支配していないこと。	はい・いいえ
6	団体等の代表者及び保育等の責任者が明確であること。かつ、理事会や運営委員会等の合議体により運営していること。	はい・いいえ
7	団体等において適切な会計処理が行われていること。かつ、申請日の属する年度の前年度及び前々年度の決算関係書類（財務諸表又は収支計算書及び事業報告書）が、第三者の求めに応じて公開できる状態にあること。	はい・いいえ
8	団体等が保育等を開始した日から2年以上経過していること。かつ、申請日以前の2年間に連続して6か月以上の休業期間がないこと。	はい・いいえ
9	団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっていない場合、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（令和6年4月25日付け成保第261号子ども家庭庁成育局長、6文科初第298号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱4（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に係る実施要件のうち、①対象幼児及び②対象施設等の要件を満たしていることを県が確認していること。 ※団体等が幼児教育・保育の無償化の対象となっている場合は斜線	はい・いいえ

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

所在地

名称、代表者職・氏名